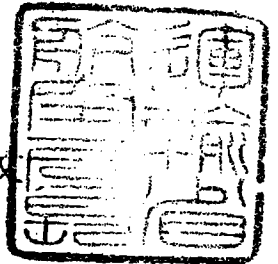


自衛隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等に関する協定

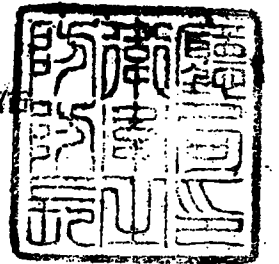
運輸省航空局長及び防衛庁防衛局長は、航空法第137条の2第3項の規定により運輸大臣が防衛庁長官の行なり業務の運営に関する事項について行なり統制の範囲に関する覚書第4条第1項の規定に基づき、自衛隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等について次のとおり協定する。

昭和36年10月 日

運輸省航空局長 今 井 栄 文



防衛庁防衛局長 海 原



第1条 運輸省は、防衛庁が航空交通管制職員試験規則（昭和32年運輸大臣達第9号。以下「試験規則」という。）及び試験規則第10条の規定により航空局長の定める細則（以下「細則」という。）の定めるところに準じて実施する併修を履修した自衛隊の隊員を試験規則第4条第3項の規定により航空局長が基礎試験を行なうことができる者として指定するものとする。

第2条 運輸省は、防衛庁が試験規則及び細則の定めるところに準

じて実施する管制業務の実地訓練を受けた目撃隊の隊員を試験規則第4条第3項の規定により航空局長が技能試験を行なうことができる者として指定するものとする。

第3条 試験規則第4条第2項の技能試験は、目撃隊の隊員については、基礎試験に合格した年令19才（民間航空定期便が使用する飛行場に係る者にあつては年令21才）以上の者について行なうことができるものとする。

第4条 目撃隊の隊員に対する試験規則第3条第2項に規定する実地試験は、試験規則及び細則の定めるところに準じて防衛庁が行なう。

第5条 目撃隊の隊員については、試験規則第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、身体検査の実施、身体検査合格書の交付及び第9条第2項の認定は、防衛庁が行なうものとする。

第6条 運輸省は、本協定発効後2年間は、この協定の発効前にアメリカ合衆国連邦航空庁及び防衛庁が行なつた5科目（1.航空法航、2.飛行場管制方式及び進入管制方式、3.航空路管制方式、4.航空保安施設、5.航空気象及び気象通報式をいう。）の試験に合格した目撃隊の管制員を試験規則第4条第3項の規定に基づき技能試験を行なうことができる者として指定する。

第7条 航空局長は、前条の規定により指定された者であつて技能



試験に合格したものに対しては、有効期間1年間の技能証明書
を交付する。ただし、航空局長は、防衛庁からの申出があつた場合
であつてやむを得ない事情があると認めるときは、引き続き1年
以内の期間技能証明の有効期間を延長することができるものとす
る。

2 前項の規定により技能証明書の交付を受けた者がその有効期間
内に次の各号に掲げる科目の試験を受け、これに合格したときは、
当該技能証明書の有効期間は、無期限のものとするものとする。

(1) アメリカ合衆国連邦航空庁の行なつた5科目の試験に合格し
た者にあつては、試験規則別表第1に掲げるもののうち次の4
科目

国内航空法規

航空管制方式及びレーダー概論

航空航法

航空機概論

(2) 防衛庁の行なつた5科目の試験に合格した者にあつては、試
験規則別表第1に掲げる学科試験科目の全部の科目

第8条 この協定の実施について必要な調整を行なうため、管制試
験協議会を設ける。

2 管制試験協議会の運輸省の代表は、運輸省航空局管制課長とし、
防衛庁の代表者は、防衛庁防衛局第1課長とする。



- 3 管制試験協議会の構成及び運用は、運輸省航空局管制課長及び防衛庁防衛局第1課長が協議して定めるものとする。